令 和 8 年 度 版

地域まちづくり活動補助金
活用の手引き

白　井　市

目次

１　補助金の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２　補助対象団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３　補助対象事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
４　事業計画の企画・立案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
５　補助対象外経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
６　補助金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
７　各小学校区補助限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
８　補助金の交付申請から実績報告書の提出までの流れ・・・・・・・・・・・・・・６
９　領収書の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
１０　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
１１　必要書類の記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
１２　白井市地域まちづくり活動補助金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・１６

各必要書類は、白井市の公式ホームページからダウンロードできます。

ホーム　>　交流・文化・スポーツ　>　市民活動・ボランティア　>　支援・助成
　>　地域まちづくり活動補助金のご案内

※　トップページのサイト内検索や、次のＱＲコードからも
ダウンロードできます。

サイト内検索

地域まちづくり活動補助金

【問い合わせ】
白井市　市民環境経済部　市民活動支援課
電　話：０４７－４０１－４０７８（直通）
ＦＡＸ：０４７－４９１－３５５１
メール：shiminkatsudou@city.shiroi.chiba.jp

Ⅰ　補助金の目的

地域まちづくり活動補助金は、小学校区内の住民の連帯意識及び自治意識の向上を目指し、小学校区内におけるコミュニティ組織の構築及び主体的なまちづくり活動を支援することを目的とした補助金です。

2　補助対象団体

地域まちづくり活動補助金の交付を受けることができる団体は、次のとおりです。

（１）白井市自治連合会　第一小学校区支部
（２）白井市自治連合会　第二小学校区支部
（３）白井市自治連合会　第三小学校区支部
（４）白井市自治連合会　大山口小学校区支部
（５）白井市自治連合会　清水口小学校区支部
（６）白井市自治連合会　七次台小学校区支部
（７）白井市自治連合会　南山小学校区支部
（８）白井市自治連合会　池の上小学校区支部
（９）白井市自治連合会　桜台小学校区支部

3　補助対象事業

地域まちづくり活動補助金は補助事業を通して小学校区内の連帯意識の向上やコミュニティの構築を目的としています。

〔 補助対象事業 〕

	対象事業	具体的な事業
必須事業	小学校区コミュニティ組織の充実を図る事業	★ 総会・会議等に要する経費 ★ 関係機関・市民活動団体等との連携及び連絡調整に要する経費 ★ 広報紙・ホームページ制作経費など
選択事業	(1)地域コミュニティの活性化を図る事業	★ 夏まつり、餅つき大会などに要する経費(酒類は原材料、景品、販売用のみ対象)
	(2)地域における防犯活動事業	★ 防犯パトロール、防犯講習会、通学路の見守りなどに要する経費
	(3)地域における防災活動事業	★ 防災訓練、避難訓練、防災講習会、防災マップの作成などの防災活動に要する経費 ★ 防災コミュニティの推進に要する経費など
	(4)地域環境を保全する事業	★ 緑化推進、ゴミゼロ運動、自然保護、ごみ減量化などに要する経費
	(5)地域課題を解決するための事業	★ 子育て支援・敬老会・高齢者の支援などの地域福祉活動に要する経費 ★ 交通安全活動、青少年健全育成活動、歴史・文化の継承活動、地域の魅力発見活動などに要する経費
	(6)その他市長が必要と認める事業	

●実施を検討している事業が補助対象となるか、事前に市に確認してください。
●関係団体等と連携して実施する事業も補助対象となります。
●補助金額は、各小学校区の補助限度額（Ｐ５）以内です。

4　事業計画の企画・立案

補助事業は各小学校区支部で企画・立案し、**支部会の承認を経た上で**実施してください。

5　補助対象外経費

次に掲げる経費は、本補助金の対象外となります。

（１）懇親会費

（２）茶菓代（１人当たり１回１８０円を超える額）

（３）食事代（１人当たり１回６００円を超える額）

（４）原材料・景品・販売用以外の酒類購入費

（５）人件費、賃金

（６）冠婚葬祭に係る経費

（７）寄付金・協力金・寸志などの経費

（８）構成員に対する報酬及び謝礼

（９）**必須事業**については、補助限度額の３０％を超える額

(10) **選択事業**の食糧費については、選択事業合計の補助対象経費の３０％を超える額

(11) 国、県、市等が交付する補助金の補助対象となる経費

（本補助金と重複する場合は、補助対象外となります。）

(12) 各支部の構成自治会に配付する目的で購入する物品、消耗品費

6　補助金額

補助金額は、各支部が行う事業費の合計額（補助対象分の合計の支出額から収入額の合計を引いた額）と補助限度額を比較して、**少ない方の額**となります。

小学校区まちづくり協議会の設立地区と未設立地区で補助金額が異なります。

設立地区については、「小学校区みんなでまちづくり補助金（令和 2 年 3 月 30 日告示第 52 号）」の対象となるため、段階に応じて補助金額が変更となります。

〔 設 立 地 区 〕白井第二・白井第三・大山口・南山小学校区

〔 未設立地区 〕 白井第一・清水口・七次台・池の上・桜台小学校区

補助金の交付年度	補助金の額
小学校区まちづくり協議会設立の前年度まで（小学校区まちづくり協議会未設立地区）	補助対象経費と補助限度額（次の各号に掲げる額を合計して得た額をいう。以下同じ。）を比較して少ない方の額。 (1)　均等割額　１０万円 (2)　人口割額　毎年４月１日現在の小学校区内の住民基本台帳人口に３０円を乗じて得た額
小学校区まちづくり協議会設立の年度	次の各号に掲げる額を合計して得た額と、補助限度額を比較して少ない方の額。 (1)　**小学校区まちづくり協議会設立までに**、**選択事業**の実施又は準備に要した補助対象経費 (2)　**年度末までに**、**必須事業**の実施に要した補助対象経費
小学校区まちづくり協議会設立の翌年度以降	補助対象経費と５万円を比較して少ない方の額。 ※補助対象は総会・会議等に要する経費のみ

7　各小学校区補助限度額

単位：円

小学校区	R8.4.1 時点人口（人）	まち協有無	均等割（A）	人口割（B）	補助限度額（A+B）
白井第一小学校区	4,577	無	100,000	137,310	237,310
白井第二小学校区	2,873	有	—	—	50,000
白井第三小学校区	9,824	有	—	—	50,000
大山口小学校区	8,650	有	—	—	50,000
清水口小学校区	7,461	無	100,000	223,830	323,830
七次台小学校区	7,488	無	100,000	224,640	324,640
南山小学校区	6,819	有	—	—	50,000
池の上小学校区	6,876	無	100,000	206,280	306,280
桜台小学校区	7,026	無	100,000	210,780	310,780

8　補助金の交付申請から実績報告書の提出までの流れ

６月

交付申請【自治連合会の各支部】

〔 **提出書類** 〕①～③の書類を市民活動支援課へ提出
①白井市地域まちづくり活動補助金交付申請書（第１号様式）
②白井市地域まちづくり活動補助金事業計画書（参考様式）
※②は必須事業・選択事業ごとに作成
③白井市地域まちづくり活動補助金事業収支予算書（参考様式）

交付決定【市】

市から交付決定通知書が届きます。

概算払請求【自治連合会の各支部】

〔 **提出書類** 〕①の書類を市民活動支援課へ提出
①白井市地域まちづくり活動補助金概算払請求書（第８号様式）

７月

補助金の交付【市】

市から交付決定金額を口座へ振込みます。

事業の実施

翌年３月

実績報告【自治連合会の各支部】

〔 **提出書類** 〕①～⑤の書類を市民活動支援課へ提出
①白井市地域まちづくり活動補助金実績報告書（第５号様式）
②白井市地域まちづくり活動補助金事業報告書（参考様式）
③白井市地域まちづくり活動補助金事業収支決算書（参考様式）
④補助対象事業に係る領収書の写し
⑤補助対象事業の実施に係る写真（選択事業のみ）
※②～④は必須事業・選択事業ごとに作成

翌年４月

補助金の交付確定【市】

市から交付確定通知が届きます。

補助金の交付決定後に
申請内容に変更が生じた場合・補助対象事業を中止する場合
の手続き

事業を実施する前に、変更（中止）承認申請手続きが必要です。
①の書類を市民活動支援課へ提出してください。
①白井市地域まちづくり活動補助金変更（中止）承認申請書（第３号様式）

９　領収書の取り扱い

実績報告の際、領収書の写しの提出が必要です。

【領収書の例】

領　収　書　　令和○年○月○日

白井市自治連合会第一小学校区支部　様

金　額　￥８０，０００円

但し、厨房機器リース代として　上記正に領収しました。

株式会社　白井商店　印
千葉県白井市復１１２３
電話０４７－４９２－１１１１

〔補助対象となる領収書〕

- □ 領収書には「発行日」、「金額」、「使途」、「受取名義」、「発行元」が明記されている。
- □ 支払内容の内訳がわかるようになっている。
- □ 領収書に使途が明記されていない場合は、当該経費のレシートも提出する。
- □ 領収書の受取名義は「白井市自治連合会●●小学校区支部」となっている。
- □ 「交通費」等領収書が発行されない支出は、任意様式により、白井市自治連合会●●小学校区支部長の証明（署名・捺印）がある。
- □ 金融機関を通じて支出した場合は、金融機関が発行する振込証明書、請求書当に金融機関の領収印が押印されている。

１０　その他

○ 概算払請求書や実績報告書を作成する際に、補助金交付決定通知書の日付や指令番号が誤っていると申請ができないため、作成前に担当者にご確認ください。

○ 補助金の対象外経費を補助金の実績報告の際に記載する例が例年見られます。収支予算書を提出する際に対象経費かどうか担当者に必ずご確認ください。

○ 事業計画で提出のない事業の支出や事業と直接関係のない支出（事業終了後に余剰金で物品を購入する等）は認められませんので、ご注意ください。

１１　必要書類の記載例

申請時に提出

記載例

別　記

第１号様式（第７条関係）

白井市地域まちづくり活動補助金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）白井市長

自治連合会支部名　**白井市自治連合会第一小学校区支部**
代表者住所　**白井市復１１２３－１**
氏　　名　**白井　太郎**

白井市地域まちづくり活動補助金の交付を受けたいので、白井市地域まちづくり活動補助金交付要綱第７条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

１　交付申請額　**２４１，０００**　円

２　事業別内訳
（１）必　須　事　業　**５０，０００**　円
（２）選　択　事　業　**１９１，０００**　円

３　添付書類（事業ごとに提出）
（１）事業計画書
（２）収支予算書
（３）その他市長が必要と認める書類

申請時に提出

記載例

白井市地域まちづくり活動補助金事業計画書

補助対象事業名	必須事業 第一小学校区支部の充実を図る事業
補助対象事業の目的	第一小学校区内の１０自治会の連携を図るとともに、支部活動の充実を図るために、本事業を実施する。
補助対象事業の概要	１．総会、役員会及び定例会の開催
事業計画 （実施時期、実施場所、実施内容及び参加予定人数などを記載）	令和●年５月～令和◆年３月 （総会） 日　時：５月１５日（日）9:00～ 場　所：白井コミュニティセンター 参加者：自治会長１０人 （役員会） 日　時：５月・７月・10月・12月・令和◆年 年２月（年５回） 場　所：白井コミュニティセンター 参加者：支部役員４人 （定例会） 日　時：５月・10月・令和◆年３月 （年３回） 場　所：白井コミュニティセンター 参加者：自治会長１０人

申請時に提出

記載例

白井市地域まちづくり活動補助金事業計画書

１事業につき
１枚提出

補 助 対 象 事 業 名	選択事業　避難訓練
補助対象事業の目的	第一小学校区内の防災意識を高めるため、 小中学生及び地域住民を対象とした実践型の避難訓練を実施する。
補助対象事業の概要	１．避難所への避難 ２．災害時を想定した避難所運営訓練 ３．炊き出し訓練など
事　業　計　画 （実施時期、実施場所、実施内容及び参加予定人数などを記載）	日　時：令和●年９月１８日（日） 午前９時～午後２時 場　所：白井第一小学校グラウンド・体育館 参加者：小中学生　　５０人 地域住民　１００人 合　計　　１５０人予定

申請時に提出

記載例

白井市地域まちづくり活動補助金事業収支予算書

支部名：**白井市自治連合会第一小学校区支部**

（収入）　　単位：円

項　目	収入額	内　訳
合　計	0	

（支出）　　単位：円

	項　目	事業費	補助対象経費	内　訳
必須事業	茶果代	900	900	総会 飲み物代９本
	施設使用料	2,400	2,400	コミュニティセンター ８回
	事務用紙代	10,500	10,500	Ａ４・Ａ３
	コピー代	36,200	36,200	
	計（補助対象分）	50,000	A　50,000	※補助限度額の 30%以内
選択事業	厨房機器リース代	80,000	80,000	大鍋・ガスコンロ
	食材費	57,000	57,000	
	燃料代	3,000	3,000	ガス代
	行事保険代	11,000	11,000	200 人分
	講師謝礼	40,000	40,000	
	計（補助対象分）	191,000	B　191,000	
合計（補助対象分）		191,000	191,000	A+B
補助対象外経費	懇親会	48,800		総会後
	合　計	48,800		
総合計		289,800	241,000	

補助金対象外経費を記載
※補助対象となるか否かは市民活動支援課へ確認を！

【 事業費の合計（補助対象分に係る差引額） 】

支出合計（241,000 円）－収入合計（　0 円）＝241,000 円

事業内容を変更・事業を中止する場合に提出

記載例

第３号様式（第９条関係）

白井市地域まちづくり活動補助金変更（中止）承認申請書

年　　月　　日

（宛先）白井市長

自治連合会支部名　白井市自治連合会第一小学校区支部
代表者住所　白井市復１１２３－１
氏　　名　白井　太郎

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった補助対象事業について、次のとおり変更~~（中止）~~したいので、白井市地域まちづくり活動補助金交付要綱第９条の規定により申請します。

補助対象事業名	避難訓練
変更内容	変更前　避難訓練 変更後　自転車安全教室 補助対象事業の目的 　小学校区支部内の地域住民の交通安全を目的に開催する。 補助対象経費　３３，０００円
変更（中止）理由	訓練場所が確保できなくなったため
添付書類	１．開催要項 ２．予算計画

補助金交付決定後に提出

第８号様式（第１４条関係）

記載例

白井市地域まちづくり活動補助金概算払請求書

年　　月　　日

（宛先）白井市長

補助金交付決定通知書の日付や
指令番号を記載
わからない場合は空欄

自治連合会支部名　白井市自治連合会第一小学校区支部
代表者住所　白井市復１１２３－１
氏　　　名　白井　太郎

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった白井市地域まちづくり活動補助金について、下記のとおり概算払を受けたいので、白井市地域まちづくり活動補助金交付要綱第１４条の規定により請求します。

記

１　補助金概算払請求額　　一金　２４１，０００　円也

２　概算払を必要とする理由
　第一小学校区支部の活動を行うにあたり、当支部には自己資金がないことから、当該補助金を活動費に充てたいため、補助金の概算払いをお願いしたい。

＊振込先

金融機関名	○○○　銀行・信用金庫・農協・組合
支店名	○○○　本店・　支店
預金種別	普通　・　当座
口 座 番 号	０１２３４５６
フリガナ	ｼﾛｲｼｼﾞﾁﾚﾝｺﾞｳｶｲﾀﾞｲｲﾁｼｮｳｶﾞｯｺｳｸｼﾌﾞｼﾌﾞﾁｮｳｼﾛｲﾀﾛｳ
口座名義	白井市自治連合会第一小学校区支部 支部長　白井　太郎

実績報告時に提出

第５号様式（第１１条関係）

記載例

白井市地域まちづくり活動補助金実績報告書

年　　月　　日

（宛先）白井市長

補助金交付決定通知書の日付や指令番号を記載
わからない場合は空欄

自治連合会支部名　**白井市自治連合会第一小学校区支部**
代表者住所　　　　**白井市復１１２３－１**
氏　　　名　　　　**白井　太郎**

　　　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった補助対象事業が完了したので、白井市地域まちづくり活動補助金交付要綱第１１条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助金の交付決定額　　　　　**２４１，０００**　円

２　事業別実績内訳

（１）必須事業　　　**５０，１５１**　円（うち補助金充当額　**５０，１５１**円）
（２）選択事業　**２１８，５４２**　円（うち補助金充当額**１６９，７４２**円）
（３）合　　計　**２６８，６９３**　円（うち補助金充当額**２１９，８９３**円）

３　添付書類（事業ごとに提出）
（１）事業報告書
（２）収支決算書
（３）領収書の写し
（４）事業実施に係る写真

概算払い済額 241,000 円と補助対象経費 219,893 円の差額 21,107 円は市に返納

実績報告時に提出

記載例

白井市地域まちづくり活動補助金事業報告書

補助対象事業名	必須事業　白井第一小学校区支部の充実を図る事業
事業費総額	50,151円（うち補助金充当額50,151円）
実施期間	令和●年５月１５日（日）～令和◆年３月２６日（日）
事業の実施経過	支部の連携を図るための支部会議の開催
事業報告 （実施場所、実施内容、参加人数及び成果などを記載）	令和●年５月～令和◆年３月 （総会） 日　時：５月１５日（日）9:00～ 場　所：白井コミュニティセンター 参加者：自治会長１２人 （役員会） 日　時：５月１５日（日）・７月１０日（日） １０月９日（日）・１２月１１日（日） 令和◆年２月１２日（日）（年５回） 場　所：白井コミュニティセンター 参加者：支部役員４人 （定例会） 日　時：５月８日（日）・10月２日（日） 令和◆年３月２６日（日） （年３回） 場　所：白井コミュニティセンター 参加者：自治会長１２人

実績報告時に提出

記載例

白井市地域まちづくり活動補助金事業収支決算書

補助対象事業名　**選択事業　避難訓練**

選択事業ごとに記載

（収入）　　単位：円

項　目	収入額	内　訳
合　計	0	

（支出）　　単位：円

項　目		事業費	補助対象経費	内　訳
厨房機器リース代		80,000	80,000	大鍋・ガスコンロ
食材費		46,913	46,913	
燃料代		2,829	2,829	ガス代
行事保険代		10,000	10,000	228 人分
講師謝礼		30,000	30,000	
合計（補助対象分）		169,742	169,742	
補助対象外経費	懇親会	48,800		訓練後
	合　計	48,800		
総合計		218,542	169,742	

【 事業費の合計（補助対象分に係る差引額） 】

支出合計（169,742 円）－収入合計（　　0 円）＝169,742 円

１２　白井市地域まちづくり活動補助金交付要綱

○白井市地域まちづくり活動補助金交付要綱

平成２５年２月１日
告示第１１号
改正　令和２年３月３０日告示第５３号
令和３年３月３１日告示第５５号
令和８年３月３１日告示第２６号

（目的）

第１条　市長は、小学校区内の住民の連帯意識及び自治意識の向上を図るため、小学校区内におけるコミュニティ組織の充実及び主体的なまちづくり活動に要する経費について、予算の範囲内において、白井市補助金等交付規則（平成元年規則第１０号）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　小学校区　白井市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成２年教育委員会規則第３号）別表に定める小学校の通学区域を範囲とした地域をいう。

(2)　コミュニティ組織　地域社会の発展を目的として、市内の一定地域の住民により、自主的に結成された組織をいう。

(3)　小学校区まちづくり協議会　小学校区まちづくり協議会認定要綱（令和２年告示第５１号）第３条に定める要件を満たし、同第５条に基づき認定を受けた団体を言う。

（一部改正〔令和２年告示５３号〕）

（補助対象団体）

第３条　補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げるものとする。

(1)　白井市自治連合会　第一小学校区支部
(2)　白井市自治連合会　第二小学校区支部
(3)　白井市自治連合会　第三小学校区支部
(4)　白井市自治連合会　大山口小学校区支部
(5)　白井市自治連合会　清水口小学校区支部
(6)　白井市自治連合会　七次台小学校区支部
(7)　白井市自治連合会　南山小学校区支部
(8)　白井市自治連合会　池の上小学校区支部
(9)　白井市自治連合会　桜台小学校区支部

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が行う次に掲げる事業とする。ただし、補助対象団体が、次に掲げる事業を行う他の団体と連携して行う事業を含む。

(1)　必須事業　小学校区内のコミュニティ組織の充実を図る事業

(2)　選択事業　前号の必須事業と併せて実施する次の各号のいずれかの事業

ア　地域コミュニティの活性化を図る事業
イ　地域における防犯活動事業
ウ　地域における防災活動事業
エ　地域環境を保全する事業
オ　地域課題を解決するための事業
カ　その他市長が認める事業

２　前項の規定にかかわらず、補助対象団体が属する小学校区に小学校区まちづくり協議会が設立された月の翌月以降は、前項第１号に掲げる必須事業のみを補助対象事業とする。

（一部改正〔令和２年告示５３号〕）

（補助対象経費）

第５条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費から補助対象事業の実施により生ずる収入額を減じた額とする。ただし、次に掲げる経費は、補助金の対象としない。

(1)　会食費、茶菓代（１人当たり１回につき１８０円を超える額に限る。）及び昼食代（１人当たり１回につき６００円を超える額に限る。）

(2)　食糧費が補助対象経費の１０分の３を超える場合にあっては、その超える額

(3)　必須事業に係る補助対象経費が次条に規定する補助限度額の１０分の３を超える場合にあっては、その超える額

(4)　懇親会費、交際費及び接待費

(5)　人件費及び賃金

(6)　構成員に対する報酬、謝礼金等

(7)　国、県その他の団体の補助金又は市の他の補助金の対象となる経費

(8)　その他市長が適当でないと認める経費

２　前項の規定にかかわらず、補助対象団体が属する小学校区に小学校区まちづくり協議会が設立された月の翌月以降は、同項第２号及び第３号に掲げる経費を補助対象とする。

（一部改正〔令和２年告示５３号〕）

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、別表のとおりとする。

（全部改正〔令和２年告示５３号〕、一部改正〔令和８年告示２６号〕）

（交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする補助対象団体の代表者（以下「申請者」という。）は、白井市地域まちづくり活動補助金交付申請書（別記第１号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1)　事業計画書

(2)　収支予算書

(3)　その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、白井市地域まちづくり活動補助金交付決定通知書（別記第２号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更等の承認の申請）

第９条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容に変更が生じたとき又は補助対象事業を中止しようとするときは、白井市地域まちづくり活動補助金変更（中止）承認申請書（別記第３号様式）により、市長に申請しなければならない。

（変更等の承認）

第１０条　市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、白井市地域まちづくり活動補助金変更（中止）承認通知書（別記第４号様式）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第１１条　交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、白井市地域まちづくり活動補助金実績報告書（別記第５号様式）により、市長に報告しなければならない。

（確定の通知）

第１２条　市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、白井市地域まちづくり活動補助金確定通知書（別記第６号様式）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第１３条　前条の規定により補助金の確定の通知を受けた者は、白井市地域まちづくり活動補助金交付請求書（別記第７号様式）により、市長に請求しなければならない。

（概算払の請求）

第１４条　交付決定者は、補助金の概算払を受けようとするときは、白井市地域まちづくり活動補助金概算払請求書（別記第８号様式）により、市長に請求しなければならない。

（補則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成２５年４月１日から施行する。

（白井市地区コミュニティ活動補助金交付要綱の廃止）

２　白井市地区コミュニティ活動補助金交付要綱（平成３年告示第１７号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この告示の施行の日前に、前項の規定による廃止前の白井市地区コミュニティ活動補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）に基づき補助金の交付の決定を受けたものに対する当該補助金の交付については、なお従前の例による。

４　旧要綱第３条に規定する地域団体が行うコミュニティ活動（第３条の補助対象団体が認めたものに限る。）は、平成２５年４月１日から平成２８年３月３１日までの間に限り、第４条に規定する補助対象事業とみなす。この場合において、補助金の額は、第６条の規定により算定した額とする。

（失効）

５　この告示は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。

（追加〔令和２年告示５３号〕、一部改正〔令和５年告示２９号〕）

附　則（令和２年告示第５３号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年告示第５５号）

（施行期日）

１　この告示は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行前に、改正前のそれぞれの告示の規定により調製した用紙は、この告示の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（令和５年告示第２９号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（令和８年告示第２６号）

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第６条関係）

（追加〔令和２年告示５３号〕）

補助金の交付年度	補助金の額
小学校区まちづくり協議会設立の前年度まで	補助対象経費と補助限度額（次の各号に掲げる額を合計して得た額をいう。以下同じ。）とを比較して少ない方の額とする。 (1)　均等割額　１０万円

	(2)　人口割額　毎年４月１日現在の小学校区内の住民基本台帳人口に３０円を乗じて得た額
小学校区まちづくり協議会設立の年度	次の各号に掲げる額を合計して得た額と、補助限度額を比較して少ない方の額とする。 (1)　小学校区まちづくり協議会設立までに、選択事業の実施又は準備に要した補助対象経費 (2)　年度末までに、必須事業の実施に要した補助対象経費
小学校区まちづくり協議会設立の翌年度以降	補助対象経費と５万円を比較して少ない方の額とする。